

10市税等の納付

担当課
収納課 024-924-2101

市税は、市の歳入の根幹をなすものであり、さまざまな行政サービスを提供する上で重要な財源となっています。決められた納期限までに納付しましょう。

市税等の納付場所

● 次の金融機関の本店及び支店

指定金融機関	東邦銀行
収納代理金融機関	秋田銀行・荘内銀行・山形銀行・七十七銀行・足利銀行・北日本銀行・福島銀行・大東銀行・郡山信用金庫・須賀川信用金庫・あすか信用組合・福島県商工信用組合・東北労働金庫・福島さくら農業協同組合・ゆうちょ銀行・郵便局（東北6県内のゆうちょ銀行・郵便局に限る）

● 郡山市役所（収納課・国保税収納課）、各行政センター・連絡所、緑ヶ丘市民サービスセンター

開庁・開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
（休庁・休所日：土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで）

● 郡山市民サービスセンター（郡山駅前ビッグアイ6階）

開所時間は、午前10時から午後7時までです。
（休所日：月曜日及び12月29日から1月3日まで）

● コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリ

全国の主要なコンビニエンスストアで納付できます。また、納付書のバーコードを読み取ってスマートフォン決済アプリで納付することも可能です。（納付期限内に限る）

○納付できる市税等

全ての郡山市税及び国民健康保険税（コンビナ納付用バーコードが印字されているものに限る。）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、保育料、公立保育料食材料費実費徴収金、市営住宅使用料、市営住宅駐車料

○利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、デイリーヤマザキ、MMK（しんきん情報サービス情報通信端末）設置店など

○利用できるスマートフォン決済アプリ

LINE Pay、PayPay、PayB、J-Coin pay、au PAY、d払い
利用方法

- ① 納付書に記載のバーコードを、上記のアプリ内のバーコードスキャン機能を使って読み取ってください。
- ② 支払い内容が表示されるので、アプリ内の決済手続きに従い、支払いを行ってください。

○コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリでは、次の納付書は取扱いができませんので御注意ください。

- ・納付期限を過ぎているもの
- ・コンビニ納付用のバーコードが印字されていないもの
- ・納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるもの
- ・金額が訂正されたもの
- ・破損・汚損などによりバーコードが読み取れないもの

○スマートフォン決済アプリの注意事項

- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関・郡山市の納付窓口又はコンビニエンスストアで現金納付してください。
- ・軽自動車等の車検に必要な軽自動車税(種別割)車検用納税証明書(継続検査用)については、納期限内に納めた方に限り6月下旬に郵送します。
- ・納税証明書及び軽自動車税(種別割)車検用納税証明書(継続検査用)は、納付した日の3営業日後から発行可能となります。証明書がすぐに必要な方は、金融機関・郡山市の納付窓口又はコンビニエンスストアで現金納付してください。
- ・金融機関・郡山市の納付窓口又はコンビニエンスストアでは、スマートフォン決済アプリでの納付はできません。

● 郡山市税クレジットカード等納付サイト

○納付できる市税等

個人市県民税(普通徴収)、固定資産税(都市計画税を含む)、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)、まとめ納付書、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、保育料、公立保育料食材料費実費徴収金、市営住宅使用料、市営住宅駐車料

○利用方法

- ①スマートフォン等で郡山市税クレジットカード等納付サイトにアクセスし、サイト内でカメラ機能を用いて、納付書に記載のバーコードを読み取ってください。
- ②支払い内容が表示されるので、決済方法を指定し、カード情報又はインターネットバンキングの情報を入力します。
- ③サイト内の決済手続きに従い支払処理を行い、完了すると完了メールが届きます。

○注意事項

- ・利用にあたり、所定のシステム利用料が別途必要になります。詳しくは、郡山市税クレジットカード等納付サイト内にて御確認ください。
- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関・郡山市の納付窓口又はコンビニエンスストアで現金納付してください。
- ・軽自動車等の車検に必要な軽自動車税(種別割)車検用納税証明書(継続検査用)については、納期限内に納めた方に限り6月下旬に郵送します。
- ・納税証明書及び軽自動車税(種別割)車検用納税証明書(継続検査用)は、納付した日の3営業日後から発行可能となります。証明書がすぐに必要な方は、金融機関・郡山市の納付窓口又はコンビニエンスストアで現金納付してください。
- ・金融機関・郡山市の納付窓口又はコンビニエンスストアでは、クレジットカードでの納付はできません。

○次の納付書は取扱いができません。

- ・納付期限を過ぎているもの
- ・コンビニ納付用バーコードが印字されていないもの
- ・納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるもの
- ・金額が訂正されたもの
- ・破損・汚損などによりバーコードが読み取れないもの



サイトへのアクセスは
こちらから

● eLTAXによる電子納税

eLTAX(エルタックス)を利用して、自宅や職場のパソコンなどから、複数の地方公共団体に一括して電子納税ができます。PCdeskなどのeLTAX対応ソフトをパソコンにインストールし、御利用ください。

○納付できる市税

個人市県民税(特別徴収)、法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税

● 地方税お支払サイト・eL-QRでの納付

納付書に印刷されたeL-QRやeL番号を使い、「地方税お支払サイト」(スマートフォンやパソコンで地方税の支払いができるサイト)やスマートフォン決済アプリ、地方税統一QRコード対応金融機関での納付が可能です。

○納付できる市税

- ・固定資産税(都市計画税を含む)、軽自動車税(種別割)(令和5年4月～)
- ・市県民税(普通徴収)、市県民税(特別徴収)、法人市民税、事業所税(令和6年4月～)

○利用方法

<クレジットカード、インターネットバンキング決済をご利用の場合>

- ①スマートフォンやパソコンから、地方税お支払サイトへアクセスしてください。
- ②サイト上で、納付書に記載されているQRコード(eL-QR)を読み取るか、「eL番号」を入力すると支払い内容が表示されるので、決済方法を指定し、カード情報又はインターネットバンキングの情報を入力します。
- ③サイト内の決済手続きに従い支払処理を行い、完了すると完了メールが届きます。
※納付書1枚あたりの決済上限額は1,000万円未満です。

詳しくはこちら

地方税お支払サイト

利用者向けホームページ

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



<スマートフォン決済アプリをご利用の場合>

- ①お手持ちのスマートフォン決済アプリで納付書に記載されているQRコード(eL-QR)を直接読み込んでください。
- ②アプリ内の決済手続きに従い、支払いを行ってください。
※利用できるアプリの種類は上記サイトにて御確認ください。
※お使いのアプリの種類によって決済上限額が異なりますので、詳しくはアプリ内にて御確認ください。

○注意事項

- ・決済方法により、所定のシステム利用料が別途必要になる場合があります。詳しくは、サイト内にて御確認ください。
- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関・郡山市の納付窓口又はコンビニエンスストアで現金納付してください。
- ・軽自動車等の車検に必要な軽自動車税(種別割)車検用納税証明書(継続検査用)については、納期限内に納めた方に限り6月下旬に郵送します。

納市
付税
等の
の

- ・納税証明書及び軽自動車税(種別割)車検用納税証明書(継続検査用)は、納付した日の3営業日後から発行可能となります。証明書がすぐに必要な方は、金融機関・郡山市の納付窓口又はコンビニエンスストアで現金納付してください。
- ・金融機関・郡山市の納付窓口又はコンビニエンスストアでは、クレジットカードでの納付はできません。

○次の納付書は取扱いができません。

- ・納付期限を過ぎているもの
- ・QRコード(eL-QR)又は「eL番号」が印字されていないもの
- ・金額が訂正されたもの

<全国の地方税統一QRコード対応金融機関>

eL-QRが印刷されている納付書であれば、全国のメガバンク、地方銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行などで納付できます。

お取り扱い金融機関は、地方税お支払いサイトでご確認ください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

市税等の口座振替について

口座振替は、市税等を御指定の預貯金口座から自動的に振り替えて納付する制度です。

納期限日に御指定の口座から自動的に引き落としになるため、納め忘れがなく、納期ごとに金融機関等に向向く必要もないため便利で安心です。

● 口座振替できる市税等

個人市県民税(普通徴収)、固定資産税(都市計画税を含む)、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、保育料、公立保育料食材料費実費徴収金、市営住宅使用料、市営住宅駐車料

● 口座振替できる金融機関

東邦銀行 みずほ銀行 秋田銀行 荘内銀行 山形銀行 七十七銀行 足利銀行
常陽銀行 北日本銀行 福島銀行 大東銀行 郡山信用金庫 須賀川信用金庫
あすか信用組合 福島県商工信用組合 東北労働金庫 福島さくら農業協同組合
ゆうちょ銀行・郵便局

● 申込手続

○インターネットからの申込

インターネットから口座振替の申込手続ができます。窓口に向向く必要がなく、依頼書への記入押印も不要ですのでぜひ御利用ください。

①預貯金通帳やキャッシュカードなど口座情報がわかるもの

②納税通知書又は納入通知書

を準備の上、郡山市Web口座振替受付サービスへアクセスしていただき、利用できる金融機関など詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。



○窓口での申込

- ・必要なもの
 - ①郡山市市税等預金口座振替依頼書
(市内の金融機関窓口、収納課、各行政センターに備え付けてあります。)
 - ②預貯金通帳
 - ③通帳届出印
 - ④納税通知書又は納入通知書

- ・申込方法 「郡山市市税等預金口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印の上、預貯金口座のある上記金融機関の窓口又は郡山市役所収納課、各行政センター窓口へ提出してください。

※同一世帯でも納税義務者が別の場合や、固定資産税の共有名義分については、別々に申込みが必要です。

● 口座振替開始日のお知らせ

口座振替の登録が完了しましたら、市役所から「口座振替開始のご案内」を郵送し、振替開始日をお知らせします。振替開始前までの納期のものは、納付書にてお支払いください。

納税貯蓄組合について

納税貯蓄組合は、隣近所や勤務先の人々など5人以上の納税者が組合員となって任意に組織された組合で、納税意識の普及や市税を納期限内に納付するために活動しています。

納税貯蓄組合設立に当たっては組合規約や組合員名簿などを備えて、設立届を市役所に提出していただくことになります。

● 納税貯蓄組合への加入・脱退

組合への加入・脱退は自由ですが、組合長を通して届出書を提出してください。

● 納税貯蓄組合の特典

納税貯蓄組合預金の利子には、所得税がかかりません。

市税等の滞納について

市税等を決められた納期限までに納付しないことを「滞納」といいます。

滞納となった場合、本来納めていただくべき税額のほかに、延滞金をあわせて納めなければなりません。

また、督促状により督促を受け、その後も納付されない場合、差押等の滞納処分を受けることとなります。

● 延滞金

延滞金は、納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、滞納税額に次の割合を乗じて計算されます。これは、納期限内に納付された方との公平を保つためです。

延滞金の割合(年率)

期 間	納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	納期限の翌日から1月を経過した日以後
～平成11年12月31日	7.3%	
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	14.6%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%
令和4年1月1日～令和6年12月31日	2.4%	8.7%

● 滞納処分

市税等が滞納となった場合、納期限までに納めていただいた方と公平を保つため、また、大切な自主財源である市税等を確保するために、やむを得ず、滞納している方の財産(不動産・動産・自動車・給料・預貯金など)を差し押さえ、さらにこれらの財産を公売して強制的に滞納税に充当するなどの滞納処分を行うことになります。

市税に関するQ&A

滞納したときは？

Q 私は、ある事情で納付が遅れています。市から届いた督促状には延滞金や滞納処分のことが書かれていますが、このまま滞納しているとどうなるのですか？

A 滞納となった場合、督促状により納付を促します。
また、本来納めるべき税額のほかに、納期限の翌日から納付までの期間に応じて計算される延滞金がかかります。督促状発送後も納付されない方には、納期限までに納められた方との公平を保つため、やむを得ず滞納者の財産(給料・預貯金・自動車・不動産等)を差し押さえ、さらに滞納が続く場合には、財産の搜索や差し押さえた財産を公売することもあります。

なお、納付が困難な場合には、収納課に御相談ください。

市税等は納期限までに納めるのが原則ですが、災害を受けたり、病気にかかったり、又は事業の休廃止をしたりした場合などで一度に納付することができないと認められるときは、申請に基づいて原則として1年以内の期間に限り納める時期を遅らせたり、分割して納めたりすることができます。

口座振替の口座から引落せなかったら？

Q 口座の残高不足などで口座振替が振替不能となった場合(引き落としできなかったとき)はどうなりますか？

A 再度の口座振替はいたしませんので、郡山市役所(収納課・国保税収納課)、各行政センター・連絡所、郡山市民サービスセンター(郡山駅前ビッグアイ6階)、緑ヶ丘市民サービスセンターで納めてください。納期限から20日程度で督促状が発送されることとなりますので、早めの納付をお願いします。

口座振替名義人が死亡した場合は？

Q 口座振替を利用していますが、納税義務者又は口座名義人が死亡した場合はどうなりますか？

A 預貯金口座のある金融機関等の窓口又は郡山市役所収納課、各行政センター窓口にて口座振替廃止届を提出してください。引き続き口座振替を希望される場合は、新たに口座振替の申込手続を行ってください。